# 不足額給付Ⅱ　申請要件確認フローチャート

はい：

いいえ：

スタート

令和７年１月１日時点で、城里町に住民票がある

城里町では給付の対象になりません。
１月１日時点での住所地の役所にてお聞き下さい。

令和５年中、令和６年中ともに合計所得が1,805 万円以下である

不足額給付Ⅱの対象とはなりません。
※ただし、令和６年中のみ合計所得が 1,805 万円以下の場合は、所得税のみが給付対象となります。

令和６年中の合計所得が 48 万円を越える

自身が（青色）事業専従者である

不足額給付Ⅱの対象とはなりません。
※扶養親族としての給付や減税の対象となっていたり、低所得者支援給付の対象となっている場合があります。

税務署等で受付したことがわかる、事業主の確定申告書、収支内訳書または青色申告決算書の写しを提出できる

申請には、確定申告書等の写しが必要です。

令和６年中の所得は、
①給与所得のみ
②公的年金等に係る雑所得のみ
③給与所得と公的年金等に係る雑所得のみ
である

①　②　③

年末調整されており、確定申告不要かつ確定申告する予定がない

公的年金の収入金額は 400 万円以下であることに加え、いずれも源泉徴収の対象であり、確定申告不要、かつ、確定申告をする予定がない

公的年金の収入金額は 400 万円以下であり、いずれも源泉徴収の対象であることに加え、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であり、確定申告不要、かつ確定申告をする予定がない

源泉徴収票に源泉徴収税額が０円と記載されている

定額減税の適用を受けることとなるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。

確定申告をした場合は右の矢印へ
※所得税が発生しない、または変動がない（確定申告義務がない）場合は、確定申告ではなく町での住民税申告が必要です。
住民税申告をした場合は、支給要件を満たした場合に給付対象となります。

税務署等で受付したことがわかる確定申告書の控えを持っており、写しの提出が可能
※所得税が発生しない、または変動がない（確定申告義務がない）場合は、確定申告でなく町での住民税の申告が必要
住民税申告をした場合は、支給要件を満たした場合に給付対象となります。

申請には、確定申告書の写しが必要です。

確定申告書第一表⑬が０

定額減税の適用を受けることとなるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。

源泉徴収票の摘要欄に減税控除済額の記載がない

本人もしくは扶養親族として定額減税の適用を受けているため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。
※扶養親族として定額減税の適用を受けていて、基準日以降に支給対象者が子供加算や海外転出等の事由の場合は、至急対象者とみなすことになるため。

令和６年度個人住民税所得割額が０（定額減税前）かつ、税制上の扶養親族として減税の対象になっていない

当初調整給付金の支給対象ではない

当初調製給付を受けている場合、不足額給付Ⅱの対象となりません。

令和５年度非課税世帯給付金、令和５年度均等割のみ課税世帯給付金、令和６年度非課税世帯等給付金の対象世帯の世帯主・世帯員ではない

低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付Ⅱの支給対象となりません。

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。
ＨＰに掲載している申請書を使用しての申請が可能です。
※申請しなかった場合でも、課税資料等を基に支給要件を満たすことが確認できた場合には、給付金の通知を送付致します。